

市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

令和5年度 重点目標

- 1 地域内分権の推進と地域主体の自治の実現
- 2 自治会や市民活動団体と連携した地域づくりの推進
- 3 移住・定住・交流による まちづくりの推進
- 4 人権を尊重し誰もが等しく参画する地域社会形成への意識の醸成
- 5 デジタル技術を活用した市民の利便性向上と業務の効率化
- 6 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進
- 7 犯罪や交通事故のない安心安全なまちづくりの推進

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標	地域内分権の推進と地域主体の自治の実現	部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1位
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり				
現況・課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、最終工程と位置付ける第4ステージにおいて、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として各地域への地域担当職員の配置や庁内83課所への協働推進員の配置による人的支援及び地域予算（交付金制度）による財政的支援の取組を進めています。</p> <p>「住民自治組織」については、これまでに市内9地域に13の組織が設立されており、組織運営の定着化のための活動や各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定が進められ、昨年度まで11組織において地域まちづくり計画に基づいた活動が進められています。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議（設立準備会組織）が設立され、枠組みについて検討されましたが、昨年度末までに各自治連を単位として、「神川まちづくり委員会」「北部地区まちづくり協議会」「南部まちづくり協議会」が設立されました。残る2地区（中央、東部地区）では、引き続き設立の枠組み等の協議が進められています。また、昨年度は既存の住民自治組織で一部独立による再編に向けた動きがあり、関係者による話し合いを通じて一旦再編の話はなくなりましたが、当初からの組織の体制や規約、まちづくり計画などに係る見直しの必要性など、新たな課題が見えてきました。</p> <p>引き続き、地域協議会をはじめ、地域住民の皆様への説明や情報発信を行いながら地域内分権への理解を深め、全地域での住民自治組織設立に向けて取り組んでまいります。</p>				
目的・効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治の仕組み（住民自治組織）を構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。	該当するSDGsの目標	   		
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	<p>○住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援</p> <p>(1) 未設置となっている中央地域の2地区（中央、東部地区）について、設立に向けた協議の継続を支援します。</p> <p>(2) 設立済みの組織に対しては、人的・財政的支援を行い、活動の本格化を進めます。また、持続的な組織体制の構築に向けて、地域と連携して課題の解決を図るための検討を進めます。</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1) 地区の自治会長をはじめとする関係者と連携し、引き続き設立に向けた説明会や検討会を行います。</p> <p>(2) 組織の運営、活動に対して、人的・財政的支援を行います。令和4年度に把握した組織ごとの課題を踏まえ新たな支援を検討し、自立的な活動へ導くための改善を進めてまいります。</p>	<p>(1) 東部地区においては、各自治会長が以前の説明時から交代しており、改めて周知を図ることとして、年度当初に基礎資料を提供し、地区内での組織設立に向けた話し合いを支援しました。</p> <p>(2) 引き続き9人の地域担当職員による運営支援と交付金による財政支援を行いました（概算払いで64,266千円）。組織の課題把握に努めるとともに適正な運用に向けて、決算書の書式統一を図るなどの改善に取り組みました。新たな支援については、各組織のまちづくり計画の見直しを進めるため、次年度交付金における加算措置を実施計画に計上しました。</p>	
②	<p>○地域担当職員、協働推進員の機能向上</p> <p>(1) 地域担当職員、協働推進員が地域と市役所をつなぐ人材となるよう、研修等を実施します。</p> <p>(2) 地域における課題を解決するためにどのように関わっていくか、手法を検討します。</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1) 地域担当職員向けに、情報共有会議などの研修を年2回以上実施します。また、協働推進員向けに研修や講演会などを年2回以上実施します。</p> <p>(2) 先進地への視察などを行い、情報収集に努めながら上田市に適した手法を研究します。</p>	<p>(1) 4月に地域担当職員会議を行い、組織における交付金の適正な運用・管理などについて情報の共有化を図りました。5月に協働推進員に向けた研修を、広報課の広報活動研修会と合同での開催とし、知見を深めました。</p> <p>(2) 県内他市の動向を踏まえながら情報の収集や共有化を図るとともに、地域で行われた意見交換会に同席するなど、組織が抱える課題等から見えてくる実態の把握に努め、将来の方向性を探りました。</p>	
③	<p>○地域協議会の今後のあり方の検討</p> <p>(1) 全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」のあり方を検討します。</p> <p>(2) 第10期の協議会委員の選考にあたり、地域を良く知る人材の確保に向けて検討してまいります。</p> <p>(3) 庁内各課からの協議回数を増やし、市の施策等の共有を図ります。</p>	<p>(1) 委員募集開始時期まで</p> <p>(2) 委員募集開始時期まで</p> <p>(3) 年度末まで</p>	<p>(1) 第10期に向けて、5地域協議会に適した委員数を検証し、各地域の適切な人数について検討します。</p> <p>(2) 各地域のニーズや課題をタイムリーに処理・対応できる委員選考に向けて、市としての方針を提案します。</p> <p>(3) 年5回を目標に協議の活性化を図ります。</p>	<p>(1) 第10期委員選考に向け、各地域協議会において適した委員数について検討しました。</p> <p>(2) 委員選考に必要な市としての方針を各地域協議会に示し、各地域の課題等に対応できる委員の選考を進めました。</p> <p>(3) 全地域協議会への意見聴取など2件のほか、上田左岸地域協議会への協議が1件実現し、活発な協議が行われました。</p>	

④	<p>【豊殿、塩田、川西地域自治センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民自治組織(各地区まちづくり協議会等)が取り組む事業への支援 ○地域おこし協力隊による地域の魅力発信事業等への支援(豊殿地区棚田、日本遺産塩田平等) ○(豊殿、塩田)わがまち魅力アップ応援事業による地域活動を支援 ○右岸・左岸地域協議会及び地区自治会連合会の活動を支援 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○人的・財政的支援 ○地域おこし協力隊事業による地域の魅力発信(棚田、日本遺産塩田平検定等) ○わがまち魅力アップ応援事業の支援 ○右岸・左岸地域協議会の運営を支援 ○各地区自治会連合会の要望の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○各組織において、役員会、運営委員会、部会等の参加により地域活動を支援しました。 ○隊員と協力による取組みを進めました(稲倉棚田保全委員会の活動等地域の魅力をフェイスブックで発信、日本遺産信州上田塩田平検定に向けてガイドブックを作成)。 ○豊殿1件、塩田1件のほか令和4年度実施事業の事例集作成を支援しました。 ○右岸・左岸地域協議会を各6回開催しました。 ○各地区において、要望の取りまとめと行政懇談会の開催を支援しました。 	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題		

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標	自治会や市民活動団体と連携した地域づくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進		上田再構築プラン Ver.2.0f「もっと、前へ」における位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・課題	上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、施行から5年目にあたる平成27年度に、上田市自治基本条例検証委員会において検証を行い、条例の改正を行いました。また、1回目の見直しから5年目となる令和2年度に、条例検証委員会においてパブリックコメントの実施内容を踏まえた検証が行われました。検証の結果、条文改正は行わないこととなりましたが、逐条解説の見直しと条例の運用にかかる提言が行われました。検証委員会からの提言を踏まえ、提言内容に対する職員の理解を深めるほか、市民に対しても様々な機会を捉え、自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定し令和元年度に見直しを行った「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、様々な人や組織それぞれがまちづくりの担い手として協働を進められるよう、地域コミュニティに対する支援や担い手となる意欲ある人材の発掘・育成に取り組む必要があります。					
目的・効果	上田市自治基本条例検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらにまちづくりの担い手となる人材の発掘・育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。		該当するSDGsの目標	   		
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
① ○自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化 (1) 基本理念を実効性のあるものとするため、協働推進員による周知及び意識共有の向上を図ります。 (2) 自治会のコミュニティ活動の支援に取り組みます。 (3) 公共施設の自治会への譲渡に向けた調整を進めます。	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 職員に向けて、協働推進員を中心に研修会等を通じて周知を行い、基本理念の浸透を図ります。 (2) 自治会要望の計画的な実施や、各種補助事業の見直しを検討します。 (3) 市所有の集会所の地元譲渡に向けた庁内促進を図ります。	(1) 自治基本条例概要版等を活用し、市職員の新人研修会で配布を行うなど、多くの職員に関心を持っていただくよう取り組みました。 (2) 自治会要望は計画通り、6月に要望受付を開始しました。また、各種補助の見直しの検討を始めました。 (3) 地元譲渡に向け、施設の不具合を解消するため、改修工事を実施しました。			
② ○まちづくりの担い手となる人材や団体の発掘・育成 (1) まちのアトリエを活用して積極的に情報を発信します。 (2) 人材の有効活用に向けた人材バンク等の取組を検討します。 (3) 大学連携の一環で実施している人材育成講座の調整を図ります。	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) まちのアトリエを活用した講座の開催により、個人や団体の活動を支援するとともに、その内容をホームページやSNSを活用して広く市民に発信します。 (2) 上記講座の主催者や受講者等から有能な人材を発掘し、バンクの登録や活用に向けた調整を行います。 (3) 長野大学との連携により、まちづくりに必要なスキルやノウハウを取得するための講座を実施します。	(1) まちのアトリエを活用した個人の講座を8回開催。また長野大学のパネル展示や上田女短の古着回収等、学生の活動についても支援しました。 (2) 講座の主催者や市民の皆さんと座談会（3回）を開催し、まちづくりの担い手となる人材発掘の取組を進めました。 (3) 長野大学との調整の結果、今年度の講座は取りやめることとし、新たな人材育成のための手法の検討を始めました。今後は、10年間続いたこの事業を終了し、参加いただいた方の活用や人材育成の新たな場づくりを検討していきたい。			
③ ○市から依頼する委員、事業の見直しや見える化の推進 (1) 自治会の更なる負担軽減を図るため、委員削減に向けて取り組みます。 (2) 自治会ホームページの情報発信の充実と、災害時の伝達手段の確保や訓練に取り組みます。	(1) 三者懇談会まで 10月2日 (2) 年度末まで	(1) 自治会から要望のあった役員等の16項目中6項目が、令和5年度に持ち越しとなっており、引き続き役員の見直しを検討していく。 (2) ホームページの未登録自治会の掲載やデータ更新に向けて調整を図ります。また、年に2回程度、実際に災害が発生することを想定して、災害時伝達訓練を行います。	(1) 自治会連合会から、それぞれの事業が今後自治会とどう関わっていくかやその意義について問われ、担当課との協議を重ねました。市からの見直し案に対する協議を10月の市政三者懇談会で行います。 (2) 自治会連合会ホームページの登録自治会を増やすため、全自治会へ向けて通知文を送付し登録を呼びかけました。掲載自治会数 163/241 (67.64%) 防災訓練の一環として、自治会役員を対象に、メール配信システムを活用した訓練を2回実施しました。登録自治会数 235/241 (97.51%)			

④	<p>○住民主体のまちづくり活動への支援</p> <p>(1) 活力あるまちづくり支援金による支援 (令和2年度新規事業の3年目)</p> <p>(2) わがまち魅力アップ応援事業補助金による支援 (継続事業のみ令和5年度まで)</p> <p>(3) 上記活動の財源確保に向けて、地域振興事業基金の運用基準の見直しを検討するほか、運用益確保を図ります。</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p> <p>(3) 年度末まで</p>	<p>(1) 市内のまちづくりが一層進展するよう、地域や団体のニーズに応じた柔軟な申請対応により、支援金の活用を推進します。新設した「地域枠」は住民自治組織との連携を目指し、各地域の活性化に結び付くよう、相談や事例紹介などを行ってまいります。</p> <p>(2) 最終年度となるため、補助期間終了後も事業を継続できるよう、住民自治組織への参画等を支援します。</p> <p>(3) 新市分・持寄分の流動性資金に配慮しつつ、さらなる運用を目指します。</p>	<p>(1) 支援金を希望する団体に対し、申請につながるよう丁寧な説明を行い、支援金の活用を推進しました。特に新設した「地域枠」は、地域の活性化に結び付くよう、住民自治組織の合同会議等において説明を行い利用促進を図りました。</p> <p>(2) 補助金利用団体の実績報告時に、各地域の住民自治組織への参画等について支援します。</p> <p>(3) 積極的に購入を行い、4銘柄4億円を購入運用しました。</p>	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題		

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標	移住・定住・交流による まちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第6編 文化・交流・連携 文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	05 人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 ア 歳入の確保					
現況・課題	<p>① 自然動態の減と市民の流出により人口の減少が進んでいます。持続的に発展する活力あるまちづくりに向けて、人口減少の抑制と流入人口の増加が喫緊の課題です。新しい生活様式の定着による暮らし方や働き方の多様化を活かし、上田市の魅力や移住に関する情報をさらに積極的に発信する必要があります。また、地域の活性化につながる空き家の有効活用による移住定住の促進に向け、空き家バンク制度との連携が必要です。</p> <p>② 人口減少と高齢化の進展は生涯未婚率の増加による出生数の低下も要因となり、活力あるまちづくりを進める担い手が不足していく可能性があります。少子化対策として結婚を希望する方々への支援が必要です。</p> <p>③ 交流人口の増加と財源の確保を目的にふるさと寄附を推進するため、より多くの寄附者の関心を引き付ける必要があります。上田の魅力を広く伝えるパートナー企業と返礼品の充実による地域産業との連携も重要です。</p>					
目的・効果	<p>① 移住相談やセミナーなどは対象者のニーズに合わせてオンライン方式の併用で実施し、世界中の上田市に関心を寄せる方々に向けた情報発信により、人口の社会増を推進します。また、空き家バンク利活用事業との連携により地域の活性化につなげます。</p> <p>② 婚姻に伴う新生活を開始する際の経済的不安を軽減するとともに、結婚を希望している独身者やその親等の結婚に対する意識の醸成と、相談員向けセミナーの開催により、出会いと結婚を支援します。</p> <p>③ ふるさと寄附のパートナー企業と返礼品の充実により、上田市の魅力を発信し、関係人口の増加と財源の確保を目指すとともに、地場産品の流通促進により地域の活性化を図ります。</p>		該当するSDGsの目標	 		
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
<p>○ 移住定住の推進</p> <p>(1) 市内連携による市独自移住セミナーの開催</p> <p>(2) 定住自立圏による移住関係イベントへの参加</p> <p>(3) 主要都市部及びオンライン活用による移住相談会の開催</p> <p>(4) 移住体験ツアーの実施</p> <p>(5) 地域おこし協力隊員の計画的任用と任期満了後の定住支援</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p> <p>(3) 年度末まで</p> <p>(4) 年度末まで</p> <p>(5) 年度末まで</p>	<p>(1) テーマ毎に、対面形式・オンライン形式合わせて6回以上開催</p> <p>(2) 6回以上参加</p> <p>(3) 30回以上開催</p> <p>(4) 1回以上開催</p> <p>(5) 1名以上の任期満了後の定住 1名以上の新規隊員の任用</p> <p>※行政支援による移住件数・人数の推移 R1:34件 67人 R2:31件 58人 R3:56件 107人 R4:59件 121人</p>	<p>(1) オンラインツアー、保育士募集、就農を各テーマに市独自企画にて3回実施。下半期に3回実施予定。</p> <p>(2) 首都圏でのイベント2回に定住自立圏として協働参加</p> <p>(3) 出張移住相談デスク（東京）3回、オンライン相談会11回の開催。</p> <p>(4) 下半期（10/28～10/29）に開催予定。</p> <p>(5) 隊員2名を任用。今年度任期満了予定者2名。</p> <p>(6) UIJターン就業・創業移住支援金10件交付決定</p>			
<p>○ 市民協働による移住交流の推進</p> <p>(1) 地域コミュニティと移住者・関係人口の交流を促進</p> <p>(2) 各地域に所属する地域おこし協力隊員の協働活動の促進による地域交流の推進</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1) 移住者交流会1回以上開催</p> <p>(2) 地域交流アドバイザーを活用したオンライン交流サイトでの2回以上の情報発信</p> <p>(2) 地域おこし協力隊員協働活動の支援</p>	<p>(1) 移住者交流会を7月に開催</p> <p>(2) 下半期に掲載予定</p> <p>(2) 地域おこし協力隊による婚活セミナー（7月）の開催 移住者交流会への参加</p>			

③	<p>○ 縁づくり事業の推進</p> <p>(1) 結婚につながる縁づくりの推進</p> <p>(2) 効果的な情報の発信による、結婚に向けた意識の醸成</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1) 婚活セミナー4回、交流会3回以上開催、及び定住自立圏での婚活セミナー・交流会各1回以上開催</p> <p>(2)</p> <p>① 広報紙や市HP、LINE@、その他SNSなどを活用した情報の発信</p> <p>② 親向けセミナー、結婚相談員向けセミナーを各1回以上開催</p> <p>※婚姻数の推移 R1:745件 R2:603件 R3:561件 R4:616件</p>	<p>(1) 婚活セミナー2回、交流会1回を9月に実施。下半期に婚活セミナー2回、交流会2回、定住自立圏婚活セミナー・交流会を各1回開催予定</p> <p>(2)</p> <p>① 広報うえだ・市HP掲載、LINE@登録者へ情報発信8回</p> <p>② 親向け等セミナー、結婚相談員向けセミナーを下半期に開催予定</p> <p>(3) 結婚新生活支援事業補助金5件交付</p>	
④	<p>○ ふるさと納税制度の推進</p> <p>(1) 各ポータルサイトの特色を生かした魅力ある返礼品の開発と、きめ細かな情報の発信</p> <p>(2) 寄附者への訴求力向上に寄与するポータルサイト導入の検討</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1)</p> <p>① 返礼品内容のブラッシュアップ</p> <p>② ニュース配信サイトの有効活用</p> <p>(2) トップランナー団体の事例研究</p> <p>対前年比 寄附受納金額の増加 (R4 件数21,668件、金額385,670千円)</p>	<p>(1)</p> <p>① 13事業者、74品の返礼品を新規追加。</p> <p>② PRTIMESを用いて2事業者の2製品についてプレスリリース配信を実施。</p> <p>(2) 東御市、飯山市、茨城県境町を視察し、担当者との意見交換などにより各団体の取組みを研究。 (R5.9月末実績 件数10,166件、金額170,283千円、前年同期比140.6%：金額ベース)</p>	
特記事項	<p>○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点</p> <p>①移住促進と縁づくり事業を融合させた上田市でしかできないイベントを構築し、市の課題である若年層女性の定住促進に取り組みます。</p> <p>②「うえだ移住テラス」の周知を推進し市民の参加を促進すると共に、上田市に関心を持つ方々への情報発信に努め、関係人口となるユーザーの増加を図ることで市民との交流を推進します。</p> <p>③上田市の魅力となる返礼品の開発と、新規寄附者を呼び込むための有効な情報発信により、市の自主財源となるふるさと寄附受納の増額に取り組みます。</p>			<p>○取組による効果・残された課題</p>	

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標	人権を尊重し誰もが等しく参画する地域社会形成への意識の醸成	部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4位
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け					
現況・課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。女性、子ども、同和問題等にかかわる人権問題が依然として存在しており、最近ではSNSなどインターネット上の人権侵害の多様化や性的少数者の人権、犯罪被害者等への支援など様々な人権課題が顕在化していることから、人権教育啓発の積極的な取組とともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められています。また、犯罪被害者等への支援につきましては、被害者やその家族等が、犯罪による心身への直接的な被害に加え、精神的、経済的苦痛等による二次被害など様々な問題に直面することから、被害者等が早期に平穏な暮らしを取り戻すために、関係機関等と連携した状況に応じた適切かつ途切れのない支援が求められます。男女共同参画の推進では、施策の基本的な事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「うえだカラフルプラン」（「第4次上田市男女共同参画計画」（R4～R8））に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。 世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。				
目的・効果	誰もが自分らしく生きることができる社会を目指し、令和4年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、少子高齢化、情報化等の進展や社会情勢の変化に対応した内容に見直すべく人権施策基本方針の第二次改訂に取り組めます。誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、犯罪被害者等支援における基本理念や市が行う基本的な施策等を定めた「（仮称）上田市犯罪被害者等支援条例」の制定に向けた取り組みを進めます。 「第4次上田市男女共同参画計画」（R4からR8年度）に沿って、市民、事業者等と協働して男女共同参画社会の実現に向け、各種事業を推進してまいります。 市では「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言を行っており、平和に関する取組を推進することにより、恒久平和の実現を目指します。		該当するSDGsの目標		
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
① ○ 人権等に関する支援・相談体制の整備・充実 (1) 上田市人権施策基本方針の第二次改訂 (2) （仮称）上田市犯罪被害者等支援条例の制定 (3) 性的少数者への理解の促進 (4) 人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・真田・武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携）、女性の悩みごと相談 (5) あらゆる差別に関する相談	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 通年 (5) 通年	(1) 上田市人権施策基本方針の第二次改訂（審議会3回） (2) （仮称）上田市犯罪被害者等支援条例の制定（審議会3回） (3) 市民向け講座や講演会等の開催 長野県パートナーシップ制度への対応 (4) ・特設相談：上田・丸子 各月1回、真田 年2回、武石 年4回 ・常設相談：毎週月・水・金曜日 (5) ・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制	(1) 人権施策基本方針の第二次改訂に向けて、審議会において、改訂案の協議を2回実施しました。 (2) （仮称）犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、審議会において、条例骨子案の協議を2回実施しました。 (3) 講座等の内容は、6月のLGBT理解増進法施行に伴い、今後、国において策定する基本計画も踏まえ検討します。8月の長野県パートナーシップ届出制度の施行について上田市ホームページ等で周知しました。 (4) 当初目標に沿った計画に従い、人権に関する特設相談を各地域で開設し、常設相談を毎週月・水・金曜日に開設しました。 (5) 隣保館での相談窓口を解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において開設しました。		
② ○ 男女共同参画啓発事業の推進 (1) 「うえだカラフルプラン」（第4次上田市男女共同参画計画）の周知及び市民との協働による男女共同参画意識の啓発や教育の充実、出前講座の実施 (2) 市民フェスティバルの開催 (3) 各地域の女性団体合同事業・研修会への参加 (4) 講演会、講座の開催 (5) 男女共同参画推進業者表彰の実施	(1) 年度末まで (2) 11月（予定） (3) 年度末まで (4) 年度末まで (5) 3月	(1) 学生、市内関係団体等との協働による男女共同参画の啓発推進、出前講座の実施 (2) 市民フェスティバル開催 (3) 女性団体の研修会等 1回以上 (4) 主催共催講演会・講座 6講座 (5) 事業者表彰 2団体以上	(1) 上田女性史研究会と協働で、塩田地区6会場で「女性の人権」について出前講座を実施しました。 (2) 10月28日開催に向け、実行委員会を3回開催しました。 (3) 9月、上小東御地域女性団体連絡協議会の総会に出席しました。 (4) 夏休みに小学生以下の親子を対象とした料理教室を2回開催、4回シリーズで開催する性教育講座の第1回目を9月に開催しました。 (5) 広報うえだ9月16日号、市HPにおいて男女共同参画の推進を積極的に行っている事業者を募集する記事を掲載しました。		

③	<p>○ 平和啓発事業の実施、推進</p> <p>(1) 平和祈念事業の実施</p> <p>(2) 「平和の灯モニュメント」整備事業の検討</p> <p>(3) 原爆パネル展の実施</p>	<p>(1) 年度内</p> <p>(2) 通年</p> <p>(3) 通年</p>	<p>(1) 平和祈念事業の開催</p> <p>(2) 実施方針の決定</p> <p>(3) 原爆パネル展の開催 10か所</p>	<p>(1) 10月21日の平和祈念事業開催に向け、事業内容を決定し、チラシ、広報等により周知しました。</p> <p>(2) 整備計画について検討を重ねております。</p> <p>(3) 7月から8月にかけて、原爆パネル展を公民館・地域自治センター（9か所）及び市民プラザ・ゆうにおいて開催しました。</p>	
④	<p>○市民プラザ・ゆう事業の推進</p> <p>(1) 主催講座として資格取得講座等の開催</p> <p>(2) 「女性相談員によるなんでも相談」及び「女性弁護士による法律相談」の実施</p>	<p>(1) 年度末まで</p> <p>(2) 年度末まで</p>	<p>(1) 資格取得支援講座等の開催 7講座</p> <p>(2) なんでも相談は毎週火曜・木曜日等に実施。弁護士相談は、偶数月1回、奇数月2回実施</p>	<p>(1) 職業能力の開発や再就職支援のための「3級ファイナンシャル・プランニング技能士資格取得支援講座（全10回）」を実施しました。また、リフレッシュ講座として、主に子育て中の方を対象に、幸せをカタチにするため、生花からドライフラワーをつくり、それを生かせる飾り方やアレンジメントを学ぶ講座を3回シリーズで開催しました。その他、腸活講座や、女性のための法律講座等を計画しています。</p> <p>(2) 女性相談員によるなんでも相談を毎週火、木曜日に、女性弁護士による法律相談を奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に実施しました。（なんでも相談79件、弁護士相談32件）</p>	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標	デジタル技術を活用した市民の利便性向上と業務の効率化	部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5位
総合計画における 位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」に おける位置付け	5 DXやGX等の革新的技術でSDGsを推進、人と自然が調和した活力あるまちをつくる		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け		(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化			
現況・課題	<p>マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、平成27年10月5日から制度が発足し、国は令和4年度末にはほとんど全ての住民がマイナンバーカードを取得することを目標に、各市町村に「マイナンバーカード交付円滑化計画」の実施を求めてきました。これを受け、令和4年度は普及促進のための取組を強化し、取得率が大きく増加しました。また、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書の交付数も順調に増加し、令和5年2月28日からは戸籍証明書の交付も開始しました。しかしながら、依然として窓口交付数が全体の証明書発行数の8割を占めており、更に利用促進を図る必要があります。令和4年度末（令和5年3月末）現在の上田市のマイナンバーカード交付枚数は、総務省発表：97,265枚、交付枚数率は62.9%で、今後も引き続き取得率の向上に取り組んでいく必要があります。</p> <p>転入手続きをする際などは、届出書に記入する項目が多く、書き直し等が発生したり、適確に記入することに苦労され、かつ、手続きが不慣れた市民にとって何度も同じことを記入する作業は、大変な負担となっています。また、手書きの場合、申請内容についての誤記の補正を行うため、再度申請内容を確認する必要が生じ、特に手続きが集中する年度の切り替わり時期などは、待ち時間が長くなっています。</p> <p>なお、転入届以外の異動届についても、記載された手書き文字は、書き癖によって判読が難しいことも多く、職員の入力作業時において、手書き文字の判読が事務処理時間を長引かせる要因となっています。</p>				
目的・効果	<p>マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市役所窓口 비해、閉庁日や時間外でも取得が可能であり利便性も高く、また、市民課窓口の混雑や交付処理時間の削減に有効です。交付実績は、平成28年度からコンビニエンスストアでの証明書交付が開始され、発行比率は、令和元年度は住民票 4.3%、印鑑登録証明書 7.4%、合計 5.6%であったが、令和4年度は住民票 20.8%、印鑑登録証明書 26.1%、合計 22.8%と増加している。また、市役所等に出向くか郵送申請をしなければ取得できなかった市外居住で、かつ本籍人の場合は、令和4年度に戸籍証明の交付を追加したことで、利便性が大幅に向上しています。</p> <p>他市からの転出証明書をOCRで読み取り住民異動届に転記するシステムの導入や聞取りによる異動届の作成で、市民の手書きの負担を軽減するとともに、手書き文字の判読に係る時間を削減し、待ち時間の短縮を図ります。また、職員の入力ミスを減らし事務の正確性を向上させるとともに、システムによるエラーチェックが可能となるため、異動職員の早期の育成が図れます。</p>	該当するSDGsの目標			
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告 (目標に対する進捗状況・進捗度) 及び (中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカード交付率の向上とコンビニエンスストアでの証明書比率の向上を図る。 (1) 公用車を利用した「マイナちゃんカー」により施設や戸別訪問に出向き出張申請受付を実施する。 (2) 毎月2回、第2土曜日と最終日曜日に申請・交付受付を予約制で実施する。 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付枚数率 75.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカード保有枚数率 9月末現在 69.5% ※R5.5、交付枚数率から保有枚数率に変更 (1) 公用車用「マイナちゃんステッカー」を作成 9月末現在 出張申請 2箇所 出張回数 2回 受付件数 3件 (2) 毎月2回（第2土曜日と最終日曜日）、申請・交付受付を予約制で実施 臨時交付窓口 9月末現在 9回実施 		
<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率の向上を図る。 (1) コンビニエンスストアでの証明書取得の利便性（取得できる日時など）を窓口やHP、広報誌などで周知強化を図る。 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 30.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストアでの証明書交付比率 9月末現在 29.10% (1) コンビニ交付の利便性について、印鑑登録された方やカード交付時にチラシを配布し周知を図った。 		
<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「書かない窓口システム」の活用 (1) 作成した異動届を自動で住基システムに入力できるシステム（RPA）の安定的な稼働に取組む。 (2) 誰もが正確な入力を行えるようにシステム操作研修等を実施する。 	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ システムと手入力を併用しているものをシステム入力へ移行し、事務処理の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) システムの不具合等について課題管理表を作成し情報システム課を交えてベンダーと打ち合わせを行い修正を加えながら取り組んでいる。 (2) 職員の習熟度が上がり、現在では住所異動届の件数に対して約8割弱をシステム入力を行っている。また異動時には在籍職員が新規職員に操作研修を実施している。 		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題		

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標		多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進		部局名	優先順位	6位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現	上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け	3 福祉を充実し、多様性を尊重した地域共生社会を実現する			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革	ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化 エ 受益と負担のあり方の見直し	イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり			
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、令和5年1月1日現在3,977人で、県内において長野市、松本市に次いで多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向にあり、子育て・教育・健康・住居・就労等、生活者としてさまざまな課題が生じており、高齢化問題も徐々に出てきています。また、入管法の改正により、今後外国籍市民が増えることが予想されます。外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に住み続けることになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。					
目的・効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく、生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっております。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが次世代の担い手として、日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります。（令和4年5月1日現在、外国人児童生徒の小中学校在籍数211人）同じまちに住む住民として、日本人と外国人がお互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつけられていきます。		該当するSDGsの目標			
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
① ○ 「上田市多文化共生推進協会」（AMU）を核とした多文化共生事業の推進 (1) 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促します。 (2) 「AMU」の広報・周知を進めます。	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 次の企画運営の場を設けます。 ・総会（年1回）、理事会（年2回程度） ・専門部会（交流・学習部会） ・会員交流会（年2回） (2) 公民館・自治会・高校・大学や他組織等と共催・連携して事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を進めていきます。	(1) 次の企画・運営の場を設けました。 ・4月に理事会、5月に総会を開催しました。 ・学習部会を3回（6月・7月・9月）、交流部会を2回（6月・8月）開催しました。 (2) ・上田高校、上田染谷丘高校、上田東高校と連携し、各校の生徒が上田市の多文化共生についてできることをテーマとした課題研究に取り組み、AMU会員が講師を務めました。 ・信州大学の留学生ガイダンスに参加しAMUの取り組みや活動内容等を紹介しました。 ・広報うえだ7月号に、AMUの取り組みや日本語教室「にほんごアムアム」について掲載し、活動内容等について周知PRを図りました。			
② ○ 多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関する講演会等を開催します。 (2) 外国籍市民への交流の場づくりや、外国籍市民の自立と社会参加を促すための講座を開催します。また、災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援を進めます。	(1) 年度末まで (2) 年度末まで	(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解が深まり、参加・協力が得られるよう、多文化交流フェスタや講演会等を開催します。（フェスタ、講演会各1回） (2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座、及び防災講座等を実施します。（交流会2回、講座2回程度）	(1) 10月8日開催の多文化交流フェスタに向けて、8月及び9月に実行委員会を開催しました。 (2) 「うえだわっしょい」では、留学生等が浴衣の着付け体験等を通して日本文化に触れるとともに、参加者、AMU会員相互の交流を図りました。			
③ ○ AMUによる学びの場の提供 (1) AMUに日本語コーディネーターを継続して配置し、外国人全ての年齢を対象とした「にほんごアムアム」（日本語教室）を通じて、学習希望者の習得度に応じた学びの場を提供します。 (2) 外国籍の子どもが自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会と連携して、日本語（学習言語）の学習支援を行います。 (3) 日本語支援者の養成及びスキルアップを図ります。	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで	(1) 大人と子どもの日本語コーディネーター（日本語指導者も兼ねる）を、年間を通してAMUに配置し、学習者とボランティアとのマッチングなどを行います。 (2) 教育委員会と情報交換しながら日本語の学習支援が必要な外国籍の子どもをサポートします。 (3) 日本語支援者養成講座を実施します。	(1) 全ての年齢を対象とし、様々な国籍の方が個々の目的や日本語習得度に応じて学ぶことのできる日本語教室を開催し、AMU会員を中心とした日本語指導補助者が日本語学習のサポートを行っています。 (2) 小中学校へ日本語支援のため学習支援ボランティアを4校に1名ずつ派遣しました。 (3) 10月から11月にかけて日本語支援者養成講座を計画	中。		

④	○ 外国籍市民への情報提供と相談窓口の継続 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語で情報発信を行います。	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多言語の広報紙を毎月発行し、小中学校や事業所等へ発送します。 (2) 外国人総合相談窓口を多言語相談ワンストップセンターとして機能させます。また、相談内容に応じて他専門部署と連携していきます。 (3) ワンストップセンターで相談にあたる多文化共生専門員は相談員研修会等に参加し、一層のスキルアップを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) ポルトガル語、中国語、ベトナム語の広報紙を毎月小中学校、公民館、事業所等60カ所へ配布しました。 (2) 多言語対応可能な職員3名を窓口配置し、住民登録関係等の各種相談に対応しております。必要に応じて他部署と連携し通訳同行による支援を行いました。 (3) 東京出入国在留管理局が主催する外国人相談窓口連絡会へ5月と8月の2回参加しました。 	
⑤	○ 外国人集住都市会議と連携した国等への要望の実施 外国人集住都市会議参加の11都市が連携し、自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について、国等への要望を検討します。	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長野愛知ブロックの会議（年5回程度）に参加し、研究課題のテーマについて会員都市間で協議します。 (2) 全体会（年2回程度）、首長会議（国へ年1回要望する会議）に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) ブロック会議に参加（3回）し、「多様性を都市の活力とする多文化共生社会を目指して」をテーマに、協議を重ねています。 (2) <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月に開催された全体会に参加しました。 ・ 首長会議は1月18日に小牧市において開催予定。 	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和5年度 重点目標管理シート

重点目標	犯罪や交通事故のない安心安全なまちづくりの推進		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	7位
総合計画における位置付け	第2編 自然・生活環境 安全・安心な快適環境のまちづくり 第2章 良好、快適な生活環境の形成 第6節 犯罪や交通事故のないまちづくりと消費者被害防止の推進		上田再構築プラン Ver.2.0「もっと、前へ」における位置付け			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり					
現況・課題	<p>特殊詐欺や悪質商法による消費者被害が後を絶たず、日々前兆事案も発生している状況です。令和4年中の特殊詐欺被害の発生状況は、認知件数17件（前年比+8件）と前年より増加し、被害額は8,700万円を超えています。これ以上の被害発生を食い止めるため、高齢者をはじめ、全市民に対していかに早く周知して、特殊詐欺等被害防止対策を行うことが喫緊の課題となっています。</p> <p>令和4年中の交通事故の発生件数は前年より増加し、6件の交通死亡事故が発生しています。依然として、高齢者が関係する重大事故が発生している現状から、ドライバーをはじめ、すべての道路利用者に対し、交通安全意識の高揚を図る必要があります。</p> <p>新たな市民生活支援を担当することになったことによる課名の検討。「参加」と「協働」は今や推進ではなく、大前提の時代であり、親しみやすい・（ポツ）のない名前に変更、市民に分かりやすい名称にしていく必要があります。</p>					
目的・効果	地域で高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている既存の組織及び行政等で組織した上田市特殊詐欺等被害防止連絡協議会の構成員相互の情報交換及び連携により、地域全体で見守りや啓発活動を行い、新たな犯罪手口などの情報配信を適正に行い、高齢者や若年者等が特殊詐欺の被害に遭わないよう未然防止を図ります。		交通安全対策については、高齢者の交通事故防止を重点課題として、交通安全意識の向上と予防安全対策を進めます。		該当するSDGsの目標	  
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
① 特殊詐欺や悪質商法などの消費者被害防止対策の実施 (1) 警察等関係機関・団体との情報共有による効果的な未然防止策の推進 (2) 多様な媒体による高齢者から若年層までを対象とした啓発活動の実施 (3) 特殊詐欺等被害防止対策機器の普及促進 (4) 特殊詐欺等被害防止に関する出前講座	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	(1) 特殊詐欺等被害防止連絡協議会 2回 (2) 広報紙の発行4回（自治会回覧）有線放送及びメール・ツイッター等による配信を随時実施 (3) 購入費補助120件 (4) 15回 特殊詐欺等被害額の前年比減少（令和4年被害額87,536,971円）	(1) 開催に替えて会員向けに資料を配布 (2) 広報紙を2回発行 9月末までにメール配信による注意喚起を23回実施 (3) 9月末までに53件の申請を受理 (4) 7回実施			
② 子どもと高齢者の交通事故を防ぐための交通安全施策の推進 (1) 交通安全運動の実施 (2) 高齢者を対象とした夜光反射材の配付 (3) 交通安全教室の実施 (4) 高齢者を対象とした自転車用ヘルメットの着用促進と市民全体に向けたヘルメット着用の周知・啓発の実施	(1) 年度末まで (2) 年度末まで (3) 年度末まで (4) 年度末まで	(1) 4回 (2) 800人 (3) 50回 (4) 購入費補助1,000件 人身事故死傷者数抑止目標500人以下着用努力義務化に伴う需要増への対応ホームページ・SNS等を活用した情報の配信	(1) 春、夏、秋と3回実施 (2) 400人 (3) 96回 (4) 9月末までに購入費補助申請220件受付			
③ 自治会等との協働による防犯意識の高揚と被害防止の推進 (1) 地域安全運動等の実施 (2) 防犯パトロールの実施 (3) 青色回転灯防犯パトロール車による小中学校の下校時間帯に合わせたパトロールの実施	(1) 年度末まで (2) 通年 (3) 通年	(1) 2回 (2) 随時実施 (3) 毎週水・金曜日 刑法犯認知件数の前年比減少（令和4年度認知件数515件）	(1) 夏、秋と2回実施 (2) 関係機関団体と駅前パトロールを5回実施 (3) 41回実施			
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題			